○長久手市議会傍聴規則

平成１９年３月１９日
議会規則第２号
改正　平成２０年２月１２日議会規則第１号
平成２３年１２月２６日議会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３０条第３項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定員）

第２条　傍聴人の定員は、２０人とする。

（傍聴の手続）

第３条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

２　報道関係者で、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

（議場入場の禁止）

第４条　傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)　酒気を帯びていると認められる者

(2)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3)　はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4)　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第７条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5)　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6)　その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

２　議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第２号から第５号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

３　議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第６条　傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1)　議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3)　はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4)　帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5)　飲酒又は喫煙をしないこと。

(6)　不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7)　その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第７条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画、テレビ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第８条　傍聴人は、秘密会を開く議決があったときには、速やかに退場しなければならない。

（議長の指示）

第９条　議長は、この規則に定めるもののほか、議場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができる。

（違反に対する措置）

第１０条　傍聴人がこの規則又は議長の指示に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（長久手町議会の傍聴人の取締りに関する規則の廃止）

２　長久手町議会の傍聴人の取締りに関する規則（昭和４７年長久手町規則第７号）は、廃止する。

附　則（平成２０年議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年議会規則第２号）

この規則は、平成２４年１月４日から施行する。